

# 三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針

平成25年4月1日

令和6年4月1日改正

三重県県土整備部建築開発課

人権とは、人が人らしく幸せに生きていくために、誰もが生まれながらにして持っている権利であり、日本国憲法はこれを基本的人権として、すべての国民に保障しています。

三重県では、こうした憲法の理念の下、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を令和4年に制定し、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組みを進めています。

しかし、残念ながら予断と偏見に基づく差別は現在も残っており、宅地建物取引の場においても、取引物件が同和地区かどうか、同和地区を校区に含むかどうか、といった差別に繋がる調査が未だに見受けられます。

また、外国人、障がい者、高齢者、母子・父子家庭並びにLGBT等に対する民間賃貸住宅への入居機会の制約についても、問題化しています。

部落差別（同和問題）をはじめとするさまざまな人権問題（以下「人権問題」という。）の解決は国民的課題であるとの認識のもと、関係者は相互に協力し合い、その解決に向けての取り組みを推進する必要があります。

## 1 宅地建物取引業における人権問題

宅地建物取引業者は、その業務の適正な運営と取引の公正とを確保しながら、住生活の向上に寄与するという重要な社会的責務を負っています。

一方、宅地建物取引の場において、人権問題が生じていることは、平成23年度、平成29年度及び令和4年度に三重県（以下「県」という。）が県内に事務所を有する全ての宅地建物取引業者を対象に実施した「人権に関するアンケート調査」の調査結果からも明らかになっています。

この調査結果から明らかになった人権問題の解決を図るために、県、宅地建物取引業者及び宅地建物取引業者で構成する団体（以下「宅建業団体」という。）は、各々の役割を分担し、連携・協力して、人権意識の高揚と普及に努めます。

## 2 県の人権問題の解決に向けての責務

県は、宅地建物取引業者の人権意識の高揚を図るため、関係機関、宅建業団体と連携・協力しながら、次に掲げる事項を積極的に推進します。

### （1）啓発推進体制の確立

ア 人権問題の解決を図るため、県及び宅建業団体が実施する研修会、講習会等あらゆる機会を通じて、人権問題に係る啓発を推進します。

イ 研修会、講演会の開催については、県及び宅建業団体の役割分担を明確にするとともに、対象者の問題意識に結びついた研修内容・計画等の検討を行います。

また、宅建業団体に対して人権問題の啓発体制の整備に努めるよう要請します。

ウ 人権問題の解決に繋がる宅建業団体の自主的な活動を支援します。

エ 関係機関、宅建業団体と連携し、民間賃貸住宅の家主や県民に向けた効果的な啓発のための内容、手法等について検討・調査します。

## (2) 県民啓発の推進

県の広報誌等の媒体の活用により、県民に対し、宅地建物取引に関して生じる人権問題の解決に向けて理解を求めるとともに、宅建業団体の広報媒体の活用についても連携しながら啓発に努めます。

## (3) 差別事象への対応

ア 人権に配慮した業務の推進が図られるよう啓発、指導の充実に資するために、関係機関、宅建業団体と連携し、情報提供体制の整備に努めます。

イ 宅地建物取引業者の業務に関して差別事象が生じたときは、速やかに必要な資料収集や関係者からの事情聴取に努めます。

## 3 宅地建物取引業者及び宅建業団体の人権問題の解決に向けての責務

### (1) 宅地建物取引業者の責務

#### ア 信頼性の確保

宅地建物取引業者は、その取引行為において、果たすべき社会的責務について一層自覚し、人権問題に関する社内啓発を推進し、人権意識の高揚に努めます。

#### イ 取引物件の調査等

宅地建物取引業者は、取引物件の所在地が同和地区であるかないか、又は、同和地区を校区に含むかどうか等について、調査、報告及び教示をしないこととします。

また、差別に繋がる不適切な広告、表示をしないこととします。

#### ウ 入居機会の確保

宅地建物取引業者は、国籍、障がい、高齢等の理由により、入居機会を制約し、これを助長する差別的行為をしないこととします。

また、その関係する家主等に対して、人権問題についての理解を求めよう努めます。

#### エ 差別事象発生時の団体及び県への報告

宅地建物取引業者は、宅地建物の取引の場において差別事象が発生したときは、宅建業団体及び県へその詳細を報告するように努めます。また、県への関係資料の提出や関係者からの事情の聴取に協力するように努めます。

### (2) 宅建業団体の責務

宅建業団体は、その構成員に対して、人権意識の高揚と普及を図るため、研修、啓発推進のための諸活動を推進するとともに、県や関係機関と連携しながら人権問題に係る啓発体制を確立し、組織的な研修、啓発の取組みに努めます。